

# 25 データベース保護と競争政策

## — 創作性を要件としないデータベース保護の競争政策的考察 —

特別研究員 佐藤佳邦

本報告は創作性を要件としないデータベースの法的保護につき競争法的観点から考察を試みるものである。

車両情報データベース及び新聞の記事見出しについて、不法行為法の下でそのひょう窃行為を規制した下級審裁判例が存在する。これら裁判例及びデータベース保護の特別法案に対しては、一方で、情報独占を生じさせるとの懸念が表明されている。すなわち、情報が特定の者になかば排他的に保有されることで、他の事業者の経済活動が停滞し、又は文化の発展が阻害されるというのである。しかし他方で、そのような情報独占の問題に対して独禁法の適用を示唆する見解もある。

本報告は、近時のヨーロッパにおける判例及び学説を参照し、独禁法は情報独占に対する適切な治癒とはならないこと、データベースの性格により保護の範囲を限定することで適切な保護をはかりつつ情報独占の問題を回避できること、などを述べる。

### I. はじめに 問題の所在

データベースは個人及び企業に広く普及し、その作成又は提供を業とする事業者も数多く存在する。しかし、データベース、とりわけCD-ROM等によるデジタル媒体のデータベースは常に第三者によるひょう窃行為の脅威に直面している。ひょう窃行為、つまり第三者によるフリーライド行為を放置すれば、作成者等のインセンティブを害する。

そこで我が国の著作権法は、創作性を有するデータベースの保護を定めている。しかし有用なデータベースが必ずしも創作性を有するわけではなく、創作性を有するデータベースでさえも十分に保護されているとは言えない。そこで不法行為法の下での保護が提唱され、これを実践した裁判例が存在するが、多くの課題が指摘されている。

そこで、データベース保護の今後の可能性として、不正競争防止法による保護<sup>(\*)1</sup>及び特別権(sui generis right)による保護<sup>(\*)2</sup>が提案されている。

本報告は、まず不法行為法によるデータベース保護の課題を整理する。次に、欧州共同体(EC)がデータベース保護指令により導入したsui generis rightを参照し、これらの検討を踏まえて日本法に対する提案を試みる。

### II. 日本法の現状と課題

#### 1. 著作権法による保護の限界

我が国の著作権法は、データベースを「論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」(著作権法第二条一項一〇の三号)と定義しており、その

保護につき「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する」(同第十二条の二・一項)としている。

立法担当者はこれら規定により多くのデータベースが保護されると考えていたようである。しかし、時間の経過により、実際には著作権法による保護は不十分であることが明らかになってきた。不十分である理由として、第一に、保護の対象が選択又は構成であることからデータ自体の抽出を禁止できないことを挙げられる。例えば職業別電話帳を考えよう。その電話番号をすべて抽出しこれを複製する行為は、一見すると著作権侵害となりそうである。しかし抽出したデータを、例えばアルファベット順などのありふれた方法で並びかえて出版すれば、職業別区分という「体系的な構成」は消えているから著作権を侵害しない。

第二に、そもそも社会的に有用なデータベースであっても創作性を有しないものがあることが挙げられる。これに関しては、情報を網羅的に収集すればするほど「情報の選択」による創作性が否定されやすくなるというジレンマがあると指摘されている。

#### 2. 不法行為法による保護の裁判例

そこで不法行為法によるデータベース保護が提唱され、東京地裁の翼システム事件判決がこれを実践した。同事件では自動車整備用データベースを被告が無断で複製及び販売したことが問題となった。同裁判所は問題となったデータベースの著作物性を否定したが、被告の行為につき不法行為の成立を認めた。すなわち同裁判所は、不法行為の成立要件たる権利侵害は厳密な法律上の具体的権利の侵害である必要はなく法的保護に値する利益の侵害で十分であ

(\*)1 奈須野太「データベースの剽窃物の譲渡禁止 —不正競争防止法による行為規制型保護の可能性—」知財ふりむ3巻35号38頁(2005)を参照。

(\*)2 政府の知的財産推進計画もsui generis型保護の導入も含めて検討するとしている。

るとし、(i)人が費用や労力をかけて情報を収集するなどしてデータベースを作成し、これを製造販売し利益を得ていたときに、(ii)そのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、「他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があるというべき」とした上で、被告による複製及び販売行為が不法行為に該当するとしたのである。

知財高裁のヨミウリオンライン事件判決もこの流れの中に位置付けられよう。同事件ではオンラインニュースの記事見出しを無断で利用する行為が問題となった。同裁判所はまず、記事見出し自体の著作物性についてこれを否定した。しかし同裁判所はニュース報道における情報は、多大の労力や費用を報道機関の日々の活動があるからこそインターネット上の有用な情報となるとし、ウェブサイト上に掲載されたニュース記事の見出しには、(i)多大の労力や費用が注がれていること、(ii)ニュースの概要が理解できるように相応の苦労・工夫により作成されたものであること、(iii)見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があること、を指摘し、問題となった記事見出しは法的保護に値する利益となるとした。そして、被控訴人は記事見出しを作成した控訴人に「無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して、しかも(…)情報の鮮度が高い時期に」見出しをデッドコピーして実質的にこれを配信しているものであり、また「ライントピックスサービス(引用者注・被控訴人の提供するサービス)が控訴人の(…)見出しに関する業務と競合する面があることも否定できない」として、ニュース記事見出しの複製等が不法行為に該当するとした。

### 3. 不法行為法による保護の課題

右二件の裁判例から何が見えてくるのだろうか。

第一に、右二件の裁判例で判決は共に不法行為責任を認めたものの、問題となったデータベースの著作物性を否定し、差止請求を棄却している。産業上有用なデータベースが必ずしも著作権法による保護を受けられないことの実例と言えよう。

差止請求権の不存在については、データベースのひょう窃行為に対する救済として損害賠償では不十分の声がデータベース事業者から上がっている。差止めが認められれば、損害額の立証の負担が軽減されるなど、迅速な救済が期待でき当事者には大きな意義を有するるのである。

第二に、これら判決は、不法行為の認定にあたり、(i)データベース作成に対する投資(費用や労力)の存在、(ii)

複製行為が大規模であった又は反復継続していたこと、(iii)原被告間に競合関係が存在していたことを指摘している。

しかし、どの程度の投資があれば保護に値する利益があると言えるのだろうか。また、どの程度の規模で複製が行われれば不法行為成立を認めてよいのだろうか。原被告間の競合関係は本当に必要なのだろうか、必要だとしてどの程度厳密なものが必要なのだろうか。これらが疑問点ないし不明点として論者から指摘されてきた。

第三に、情報の保護とその自由流通の緊張関係が見えてくる。一部の論者は、データベース保護の必要性を認めつつも、過剰な保護による情報独占への懸念を表明していた。とりわけデータの出自が特定の者に限定されている「ソース・データベース」により、情報の自由な利用が妨げられると指摘されてきた。

このような情報独占の問題に対する解決策として、独禁法による強制ライセンスの可能性を示唆する論者も存在していた。

ではこれらの問題について考えるため、EC法を参照することとしよう。

## III. EC法の検討

### 1. ECデータベース保護指令<sup>(\*)3</sup>

ECは一九九六年にデータベース保護指令を採択した。同指令は著作権によるデータベース保護の統一を図ると同時に、sui generis right(特別権)の導入によりデータベース保護を拡大した。特に後者が重要である。Sui generis rightによる保護の要件は、データベース・コンテンツの獲得、認証又は提供に対して、質的又は量的に実質的な投資がなされたことであり、創作性は不要である。

この要件を充足すると、コンテンツの全部分又は質的若しくは量的に評価して実質的な部分を、抽出又は再利用する行為を防止する権利が、データベース作成者に付与される。また、コンテンツの非実質部分の抽出等であっても、一定の要件の下で、データベース作成者はこれを禁止できる。

### 2. 欧州司法裁判所の判例

右で紹介したsui generis rightに関する条文の文言はお世辞にも明確とは言えない。そこで裁判所による解釈が待たれていた。二〇〇四年末に欧州司法裁判所(ECJ)が下した一連の判決はその明確化を試みた<sup>(\*)4</sup>。これら判決をまとめると次のようになる。

まず保護の要件である投資の意義につき判決は以下のよ

(\*)3 Parliament and Council Directive No. 96/9/EC, O.J. L 77/20 (1996).

(\*)4 Fixtures Mktg. Ltd. v. Oy Veikkaus Ab, Case C-46/02, [2004] E.C.R. I-10365; British Horseracing Bd. Ltd. v. William Hill Org. Ltd., Case C-203/02, [2004] E.C.R. I-10415など。

うに言う。「コンテンツの獲得、認証又は提供にかかる投資」とは、データベースそれ自体の作成にかかる投資を意味する。コンテンツの「獲得」とは、パブリック・ドメインに存在する既存コンテンツを探索し、「収集」することであり、新たなコンテンツを「作成」することではない。したがって、コンテンツの「作成」に対する投資は考慮されない。その理由は、sui generis rightがコンテンツの作成促進を目的とはしていないからだ。同じ理由により、コンテンツの「認証」とは収集されたコンテンツの正確性認証にかかる投資を意味し、したがって、コンテンツ作成時の正確性認証に要した投資は考慮されない。データベース作成者が自らコンテンツを作成する場合、コンテンツ作成に対する投資は考慮されないが、作成後にコンテンツの認証及び提供作業に投資があればその投資が考慮される。しかし、認証又は提供作業が作成作業と不可分又は密接に関連しているときには、認証又は提供作業に対する投資は無視される。

またsui generis rightが禁止する行為、つまり侵害とされる行為の意義につき、判決は以下のように言う。侵害の有無を判断するときにも投資への影響を考慮する。コンテンツの量的に評価した実質部分とは、データベース全体のコンテンツの量と比較して判断され、コンテンツの質的に評価した実質部分とは、抽出等がなされたコンテンツの獲得等にかかる投資を考慮して判断される。したがって、量的には極めて小さな部分であっても質的な実質部分に該当し、その抽出等が侵害となり得る。質的な実質部分の判断に際して当該コンテンツの本質的価値、例えば市場における価格等は考慮されない。非実質部分の抽出等が禁止されるのは、当該抽出行為等により、データベース作成者の投資を害する場合に限定される。

以上が判決の要旨である。

### 3. ECJ判決の評価(1)

ECJ判決は、sui generis rightの目的がデータベース作成に対する投資の促進であることにかんがみて、保護要件や侵害要件の判断において投資への影響を検討するという態度を明らかにした。投資に注目するかような判決の態度は、一般に論者から支持されている。

ECJ判決には一方で否定的な評価もある。すなわち、ECJがsui generis rightの保護を限定的に解釈したことに対して、当初予定されていたようなデータベースが保護されないと批判する。例えば、電話帳、時刻表、テレビ番組リストなどは、ECJの判決に従えば、保護されないと考えられる。ある論者は、本判決により「sui generis rightは死んだ」とまで述べていた。

### 4. ECJ判決の評価(2)

しかしまた他方で、判決がコンテンツ作成にかかる投資を考慮しないとしていることにつき、情報独占の防止という観点から肯定的に評価する声がある。

情報独占の問題に対して、我が国では独禁法の適用を示唆する論稿があることを既に述べたが、これは欧州でも同様であった。すなわち、EC競争法(EC条約八二条)が、支配的地位にある事業者がその地位を濫用することを禁じているところ、sui generis rightのライセンス拒絶を支配的地位の濫用として規制し、強制ライセンスを命じるべきとしていた。

しかし、知的財産権と競争法に関するECJの判例によれば、知的財産権のライセンス拒絶が濫用となるのは、付加価値のある新製品誕生を妨げるなどの「例外的状況」がある場合に限定されており<sup>(\*)</sup>、その適用は容易ではない。また強制ライセンスを命じることに対しては、事後の介入による投資インセンティブの低下や、ライセンス強制の際の取引条件の決定といった執行コストの問題が、主に経済学者から指摘されている。Sui generis rightのライセンス拒絶を濫用とした加盟国の審判決例がわずかにあるが、それらは政府機関のデータベースやそもそも権利の成立に疑義があったものに限定されている。またライセンス条件の決定で紛糾し、手続が長期化した例がある。

ECJの判決を肯定的に評価する論者は、そのような競争法の「使い勝手の悪さ」を認識した上で、次のような見解を述べている。

コンテンツの作成に対する投資を考慮すると、当該作成者のみが利用可能なソース・データベースを保護することにつながる。判決が作成に対する投資を無視することにより、ソース・データベースによる情報独占を防ぐことができる。つまりsui generis rightが特定の事業者に高度の市場支配力を付与する危険性は非常に低くなる。そうすると、情報独占の問題を解決するために競争法に頼る必要がなくなる。

また、ある著名な論者は、判決により強制ライセンス条項の不存在というデータベース指令の欠陥が部分的とはいえ治癒されたとして、判決を好意的に評価している。

しかし、競争法による強制ライセンスが完全に不要になったわけではない。まず、コンテンツの作成にかかる投資を勘案しないとしても、その提供又は認証にかかる投資の存在により、ソース・データベースにsui generis rightが認められる余地が残っている。また、sui generis rightによる保護が否定されると、データベース事業者は技術的保護手段を強化し、コンテンツを機密にする可能性がある。二〇〇五年末にEC委員会が提出した報告書も、ECJ判決により、多くのオ

(\*)5) IMS Health GmbH & Co. OHG v. NDC Health GmbH & Co. KG, Case C-418/01, [2004] E.C.R. I-5039.

ンライン・データベースがアクセス・コントロールによって制御されることになるだろうと結論付けている<sup>(※6)</sup>。

その結果として公に利用可能な情報の量が減少する可能性もある。そしてその情報が他の事業者の活動に不可欠な場合には、依然として競争法による情報提供の義務付けが必要となり得る。

## 5. ECJ判決の評価(3)

EC加盟国のオランダの裁判例及び学説で展開された、スピノフ理論というものがある。同理論は、データベースが事業者の主要事業の副産物として生成されたにすぎない場合には、sui generis rightによる保護を認めるべきではないとする。ECJの判例は、このような立場を採用していないが、データの作成と認証又は提供作業が不可分又は密接に関連するときには、後者の投資を考慮しないとしているのであった。したがって、論者は、副産物たるデータベースについて、これに直接的に関係のある投資だけを考慮すべきだとし、実際の事実認定においては、会計記録等の利用が考えられるとしている。

Sui generis rightの保護期間について述べる。指令はその保護期間を作成のときから一五年としている。また、内容に実質的な変更があり、これが実質的投資によるものであるときは、その時点から一五年間保護されるとしている。これは、内容等が常時更新ないし変更される「ダイナミック・データベース」で特に問題になる。データベースにコンテンツが大幅に付加されたとき、新たな保護期間は付加された部分にのみ及ぶのだろうか、それとも元々のデータベース全体に及ぶのだろうか。ECJの法務官意見のように、新たに付加された部分にのみ及ぶとの解釈が妥当と思われるが、ECJの判決はこの点に言及しなかった。しかし、例えば電話帳であれば新たに加えられた部分と古い部分を区別することが容易だが、そのような区別が困難なものもあるだろう。例えば地図情報データベースでは、新旧部分の区別は困難と思われる。

Sui generis rightによるユーザーに対する規制の問題がある。ECJ判決は、sui generis rightによる規制は「抽出行為及び再利用行為にのみ及ぶ」のであって、「参照(consultation)」には及ばないとし、データベース作成者がデータベースの全部又は一部を公衆がアクセス可能な状態にしたときは、第三者がこれを参照することは禁止できないとした。その意味するところは不明確であるが、論者はこの判決を、限定的な場合には権利者が第三者による参照に黙示の同意を与えたものとみなされるということだと解釈している。

## 6. データベース産業へのインパクト

データベース指令はECのデータベース産業にどのような経済的な影響を与えたのか。今までのところ、データベース産業の発展に大きく貢献したとの実証分析はない。

他方で、著名な研究者らによる実証研究は、データベース指令による市場へのポジティブな影響に懐疑的な見方を示している<sup>(※7)</sup>。また前述のEC委員会による報告書も、データベース指令が域内データベース市場にもたらした経済的影響は不明確であり、政策的結論を出すにはもう少しばかりの時間が必要であるとしている。その上で同報告書は、今後の方向性としてデータベース指令の一部又は全部の廃止、改正なども含めて検討するとしている。

## IV. おわりに 日本法への示唆

### 1. データベースの経済学的特徴

日本法に対する示唆を考える前に、データベースとその市場の特徴を指摘しよう。まず初めに、複製に対するぜい弱性が挙げられる。データベースなどの情報財は公共財的性質を有しており、第三者による複製にもろく、これ許せば投資インセンティブを害する。したがって、情報の製作者に作成費用の回収を可能とする制度が必要である。

次に、データベース作成にかかるサンク・コスト(短期には回収できない費用)により市場参入が容易でないことや、ユーザーの側も学習効果やネットワーク効果によりスイッチングコストを負担することが挙げられる。

最後に、データベース作成者が、ライバルによるデータベースの利用を拒否してこれを排除し、需要者に高額料金を課すことが可能になることがある。同じ市場内での排除のみならず、データベースを用いて付加価値製品を生産しようとするライバルも排除され得る。データの独自収集が不可能なとき、理論的には可能であっても費用が禁止的に高額なときには、このシナリオが現実化する。

### 2. 不法行為法による保護への示唆

データベース保護に関する日本の不法行為法とECのsui generis rightにはどのような異同があるだろうか。まず両者の共通点としては、共にデータベース作成への投資に着目する規制であること、その保護に創作性は不要とされること、侵害を認定するにあたっては複製の規模も考慮することなどが挙げられよう。以上にかんがみれば、日本の不法行為法はECのsui generis rightの内容を既に取り込んでいるとも言える。

(※6) Commission of the European Communities, First Evaluation of Directive 96/9/EC on the Legal Protection of Databases, DG Internal Market and Services Working Paper (Dec. 12, 2005).

(※7) Stephen M. Maurer et al., *Europe's Database Experiment*, 294 SCIENCE 789 (2001).

また、現状では、差止請求権の存否が最大の相違点である。

IIでは、創作性のないデータベースの不法行為法による保護が抱える課題を列挙した。EC法の検討により、我が国法に対して以下のようなことが妥当と思われる。

まず、我が国の裁判例では、データベース作成に対する費用や労力の存在が認定されているが、これはECの sui generis rightが投資を保護していることと整合的である。ECでの評価からして、投資に着目すること自体は望ましいと言える。

個別の事案について検討しよう。翼システム事件で問題となったデータベースは、パブリック・ドメインのデータを収集したもので、その収集及び管理に多額の費用を要したことが認定されている。したがって、同事件での原告の投資は sui generis rightの保護要件たる実質的投資に該当するだろう。よって、同事件の事案であれば、 sui generis rightの下でも保護されたのは間違いなからう。

ではヨミウリオンライン事件はどうだろうか。同事件では控訴人の新聞社自らが記事見出し作成しており、判決の中で認定された費用もこの記事見出しの「作成」に関連するものであった。そうすると sui generis rightによる保護は本件見出しには及ばない可能性が高い。さらに記事見出しは控訴人の新聞社としての業務又はオンライン記事の配信業務に付随する副産物にすぎないとも評価できる。以上に照らすと、 sui generis rightによる保護はこの記事見出しには及ばない可能性がある。

また、ヨミウリオンライン事件の知財高裁判決は記事見出しが法的保護に値する利益となり得る理由の一つとして、見出しのみでも有料の取引対象となるなど独立した価値を有していることを挙げている。これは問題となった情報の価値そのものを考慮するものであり、ECJの判決が否定した考え方である。我が国不法行為法の下で、情報の価値を考慮することが一般的に好ましくないとは言えないが、情報が市場で高価値を持つことは不法行為成立の条件と考えるべきではない。

データベースの複製の規模を論じることにはあまり意味がない。全体の数パーセントにすぎない部分が複製されただけでも、当該部分の収集などが多額の投資を要し、複製行為が投資インセンティブを害するのであれば、複製行為を規制すべきである。翼システム事件判決は原告データベースが大規模で複製されたことを認定しているが、このような認定は不法行為成立の要件と解するべきではない。多額の投資がなされたデータベースの大部分を複製すれば、多くの場合に投資への影響があるということにすぎない。もちろんこの場合でも被告は複製した部分が多額の投資の結果生じたものではないと主張することにより、責任をまぬがれることができ

よう。

ヨミウリオンライン事件では、被控訴人が反復継続して控訴人の見出し記事を複製したことが認定されている。複製部分が実質的投資を反映した部分でなければ、これを反復して複製しても sui generis rightによって禁止されないというのがECJの判決であった。

EC指令の sui generis rightでは、競合関係は必要とされていない。競合関係のないユーザーであっても投資を害する形での複製行為は可能である。しかし、ユーザーのあらゆる行為が規制されることとなると、情報の自由流通を損なうこととなる。したがって、ECJが述べたように、公開されたデータベースについては、公衆の利用を私的な目的に限って認めることも必要と思われる。

不法行為法で保護する以上、 sui generis rightのように保護期間を一定に定めることは不可能である。したがって、複製行為等によって原告に損害が生じると認定される限り被告が責任を負うことは、不法行為法の下ではやむを得ないものと思われる。また、常時更新等がなされるダイナミック・データベースについては、保護が永久的になる可能性があるが、これもやむを得ないと考える。

翼システム事件で問題となったデータベースのデータは、第三者が独自に収集することが可能なものであり、これに保護を認めても、過度の独占状態は生まれないものと考えられる。他方で、ヨミウリオンライン事件の記事見出しは控訴人しか作成することができないものである。しかし、ニュース記事自体はだれにでも作成可能なものであり、その見出しもまただれにも作成可能である。したがって、本件保護により過度の情報独占が生まれる可能性はあまりないと言える。しかし、一般論としては、「作成」された情報を保護すると、その自由な流通を妨げることに注意すべきであって、投資インセンティブの確保という利益と情報の自由流通という利益を比較して、後者の利益が過度に害されると思われるときは、不法行為法によるデータベースの保護を否定すべき場合があつてよいだろう。

### 3. 特別法による保護への示唆

では次に、 sui generis rightのような特別法を新たに導入してデータベースを保護する際には、どのような点に注意を払うべきか。まず保護の要件及び侵害となる行為については、上で述べたような事項を考慮すべきである。次に差止めについては、欧州での議論において、 sui generis rightという制度自体を批判するものはあっても、差止請求権を批判する論稿は見られない。また、我が国のデータベース業界からも、差止請求権を求める声がある。したがって、我が国が特別法を導入してデータベースを保護するのであれば、差止請求権を付与する制度とすべきと考える。

ソース・データベースを特別法により保護して権利者に差止請求権を付与すれば、当該事業者が情報に対する独占的支配を得ることとなる。その結果、IVの1で検討したような反競争的な結果が生まれる可能性がある。また、インターフェースとして用いられるデータベースがネットワーク効果などにより事実上の標準と化したときには、当該データベースの権利者が強力な市場支配力を有し得る。

そこで独禁法により、データベースにかかる権利の強制ライセンスを命じることが考えられるが、IIIで見たように、強制ライセンスはライセンス料の決定が困難であるなどの批判が強い。将来の行為に対する対価であるライセンス料を裁判所が算定することは困難である。公取委という専門機関にゆだねればよいとする見解もあるが、公取委が有する専門性は独禁法の解釈及び運用に関する専門性であって、技術や産業に関する専門性ではない。

したがってECJの判決が*sui generis right*を限定的に解釈し、これが競争法手続利用の必要性を減少させたことと肯定的に評価されていることを考えれば、我が国が特別法を制定する際にも、情報独占の問題が発生しないように権利範囲を立法し、解釈すべきである。ないしは、ソース・データベースの場合には、権利の行使を制限する旨の規定を特別法に設けることも考えられる。

以上の努力によっても情報独占が発生し、その弊害が無視できず、強制ライセンスが必要になる場合があり得る。しかしその場合でも、独禁法による措置を用いるのではなく、まずは特別法の内部に強制ライセンスの手続及び要件を規定し、専門性を有する行政庁に判断させることが望ましいと思われる。産業政策上の判断や、「競争」以外の利益の考慮は、専門性を有する行政庁にゆだねるべきである。専門行政庁に判断させるほうが、手続的透明性や予測可能性を高めることができる。

もちろん、特別法内部に強制ライセンスの手続を定めても、それにより独禁法による治癒が不要となるわけではない。IIIで検討したように、データベースの内容がその作成者により秘密管理される可能性がある。その際には、強制ライセンス制度は無効であり、そのときには独禁法による治癒が必要となり得る。

#### 4. 結語

本報告はEC法を素材としてデータベースの保護を検討した。今後は米国法にも目をむけつつ、データベースにかかる権利と競争法の関係について研究を継続したい。

